

【指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所ケアホームあきもと運営規程】

(事業の目的)

第1条 株式会社メディカルケアが開設するケアホームあきもと（以下「事業所」という。）が行う指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(事業の基本取扱方針)

第2条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこととする。

2 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(事業の具体的取扱方針)

第3条 事業者は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うこととする。また、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めることとする。

2 事業者は、介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう配慮して行うこととする。

3 事業者は、介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。

4 事業者は、介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすい説明に努めることとする。

5 事業者は、介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととする。やむを得ず身体拘束を行う場合、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 事業者は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くことがないこととする。

7 事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアホームあきもと
- ② 所在地 富山県砺波市秋元289番1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤1名、介護従業者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供する。
- ② 介護支援専門員 1名(常勤1名)
介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。
- ③ 介護従業者 10名(常勤8名、非常勤2名。常勤のうち1名は看護師)
介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供する。
看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 1年を通じて毎日営業する(休業日は設けない)
- ② 営業時間 24時間
- ③ サービス提供基本時間
ア 通いサービス 午前 5時から午後10時まで
イ 宿泊サービス 午後10時から午前 5時まで
ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第7条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- ① 登録定員 29名
- ② 通いサービス 15名
- ③ 宿泊サービス 9名

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

砺波市

((介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第9条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとする。
2 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保され

るものとなるよう努めることとする。

- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の態様、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行うこととする。
- 4 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。
- 5 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付することとする。
- 6 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の態様の変化等の把握を行い、必要に応じて(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 7 本条第2項から5項までの規定は、前項に規定する(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用することとする。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - ② 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - ③ 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用料)

第10条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けることとする。

- ① 食事代 朝食350円、昼食500円、夕食450円、弁当600円(1食につき)
- ② 宿泊費 1泊につき2,000円とする。(寝具代は別途)
- ③ おむつ代 実費
- ④ 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は次のとおりとする。
 - ア 事業所から片道おおむね10キロメートル未満 500円(片道当たり)
 - イ 事業所から片道おおむね10キロメートル以上 800円(片道当たり)
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利

用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容および利用期間等について利用申込者の同意を得ることとする。

- 2 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくこととする。

- ① サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する可能性があること。
- ② 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- ③ サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業所の職員は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第13条 当事業者は、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業者は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第14条 当事業者は、自ら提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明することとする。

（非常災害対策）

第15条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第16条 当事業者は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。
- 5 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表することとする。

(個人情報の保護に関する基本方針)

第17条 事業者は、個人情報の収集・利用・提供について、個人情報に関する個人の権利を尊重し、収集にあたって利用目的を明示し、必要な範囲で取り扱い、適切な管理に努める。

- 2 事業者は、個人情報保護の重要性について、教育啓蒙活動を実施し、個人情報保護の適切な管理に努めると同時に、個人情報に関する日本の法令その他の規範を遵守する。
- 3 事業者は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩(ろうえい)などが発生しないように安全対策を実施し、予防措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 当事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを義務とする。
- 3 当事業者は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約時に取り決めることとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当該法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

この規定は、令和4年2月1日から施行する。